

1 区分の適用範囲（表1）

| 区 分       | 適 用 範 囲  |
|-----------|--|
| 大 人       | ・18歳以上の者。ただし、下記の高校生の区分に該当する者は除く。   |
| 高 校 生     | ・学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校（1～3年に在学する者に限る。）の生徒<br>・学校教育法第66条に規定する中等教育学校（後期課程の者に限る。）の生徒<br>・学校教育法第76条に規定する特別支援学校高等部の生徒<br>・学校教育法第125条及び134条に規定する専修学校（高等課程の者に限る。）及び各種学校（修業年限が1年以上の者に限る。）の生徒<br>・上記に該当しない者で、15歳以上18歳未満の者 |
| 小 ・ 中 学 生 | ・学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童・生徒<br>・学校教育法第66条に規定する中等教育学校（前期課程の者に限る。）の生徒<br>・学校教育法第76条に規定する特別支援学校小学部及び中学部の児童・生徒<br>・上記に該当しない者で、6歳以上15歳未満の者  |

※年齢、学年及び資格等の区分については、入場日を区分適用の基準日とする。

2 割引入場券の種類及び適用範囲（表2）

| 種 類                              | 適 用 範 囲   |
|----------------------------------|---|
| 特別割引入場券<br><br>特 別 割 引<br>パスポート券 | ・70歳以上の者<br>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、通所受給者証（児童）及び自立支援医療受給者証の交付を受けている者並びにその介護人1名（常時介護を要する場合に限る。）、生活保護受給者<br>・表3に定める割引対象福祉施設に入所、通所している者 |
| 団体割引入場券                          | ・8名以上の大人、高校生、中学生及び小学生により構成する団体（各区分に該当する者が混在する場合を含む。）  |
| 夜間割引入場券                          | ・午後4時以降に入場する者   |

※年齢の区分については、入場日を区分適用の基準日とする。

3 特別割引対象福祉施設一覧表（表3）

| 区 分        | 施設種別・サービス事業所種別 |
|------------|----------------|
| 地域活動支援センター | 地域活動支援センター     |
| 福祉ホーム      | 福祉ホーム          |

4 無料入場者

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場日現在で小学校又は小学校に相当する施設に未就学の幼児</li> <li>・旅行者の添乗員及び団体バスの乗務員等</li> <li>・山口県内の小学校、中学校、高等学校等の実行委員会が認めた学校行事として入場する児童・生徒及び引率する教職員（医師、看護師を含む。）</li> <li>・学校教育法による幼稚園、児童福祉法による保育所等の行事団体の職員</li> <li>・山口ゆめ花博の取材や広報を目的に入場する報道関係者、旅行者等</li> <li>・入場促進を図るための無料招待による入場者</li> <li>・その他実行委員会が特に必要と認めた場合</li> </ul> |
|---|